

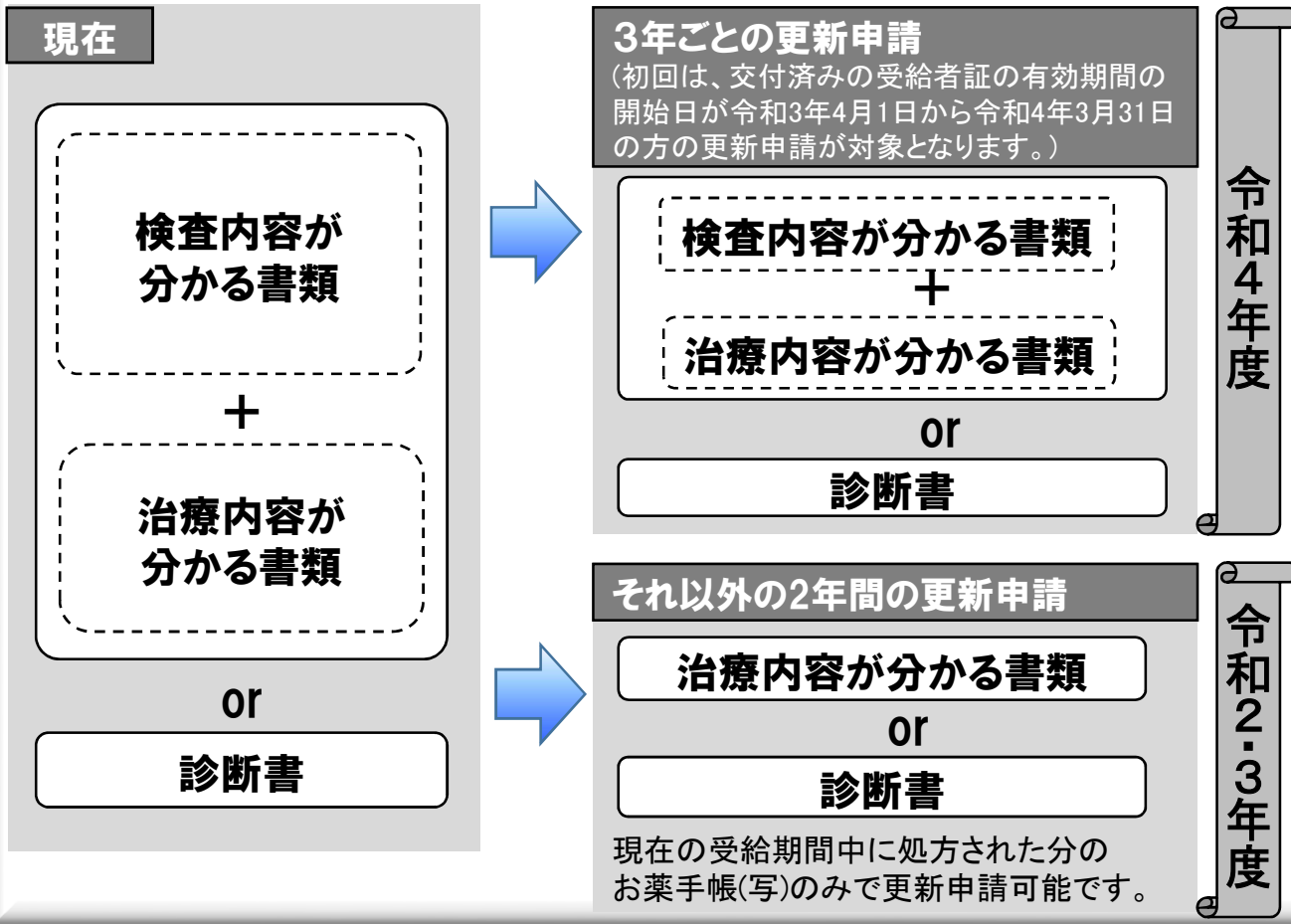
B型肝炎の核酸アナログ治療の更新の手続方法が変更されました



千葉県肝炎治療特別促進事業における核酸アナログ製剤治療の更新申請について、以下のとおり2つの変更点を、令和2年5月1日に行われる更新申請から適用しています。

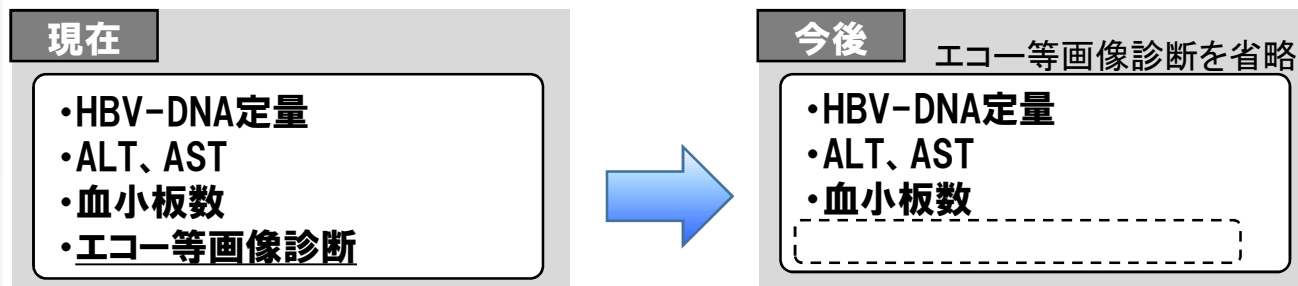
変更点1 3年ごとの更新書類の変更について(詳細は裏面を参照ください)

3年ごとに、「検査内容が分かる書類」及び「治療内容が分かる書類(お薬手帳(写))」の両方の提出を求めることとし、それ以外の年については「治療内容が分かる書類(お薬手帳(写))」の提出のみで更新申請が可能となります。



変更点2 検査内容が分かる書類の内容の変更について

現在、「検査内容が分かる書類」として提出を求めている検査データのうち、エコーやCT等画像診断の書類については提出を省略できることとします。



「肝臓の状態の変更があった場合」や、「治療薬剤の変更があった場合」は診断書での申請が必要となります。

申請手続は、お住まいの市町村を管轄する健康福祉センター・保健所で受け付けています。

変更点1 3年ごとの更新書類の変更の詳細

下図の【更新申請のイメージ】のように、受給者証の有効期限の開始が令和元年度中の方は、3年目の更新をされる場合（下図の「（3年目）」をご覧ください。）
、核酸アナログ製剤 治療の更新申請で医師の記載する診断書の代わりとして

「検査内容が分かる書類」と

「治療内容が分かる書類（お薬手帳(写)）」の2種類が必要になります。

以降、3年に一度、

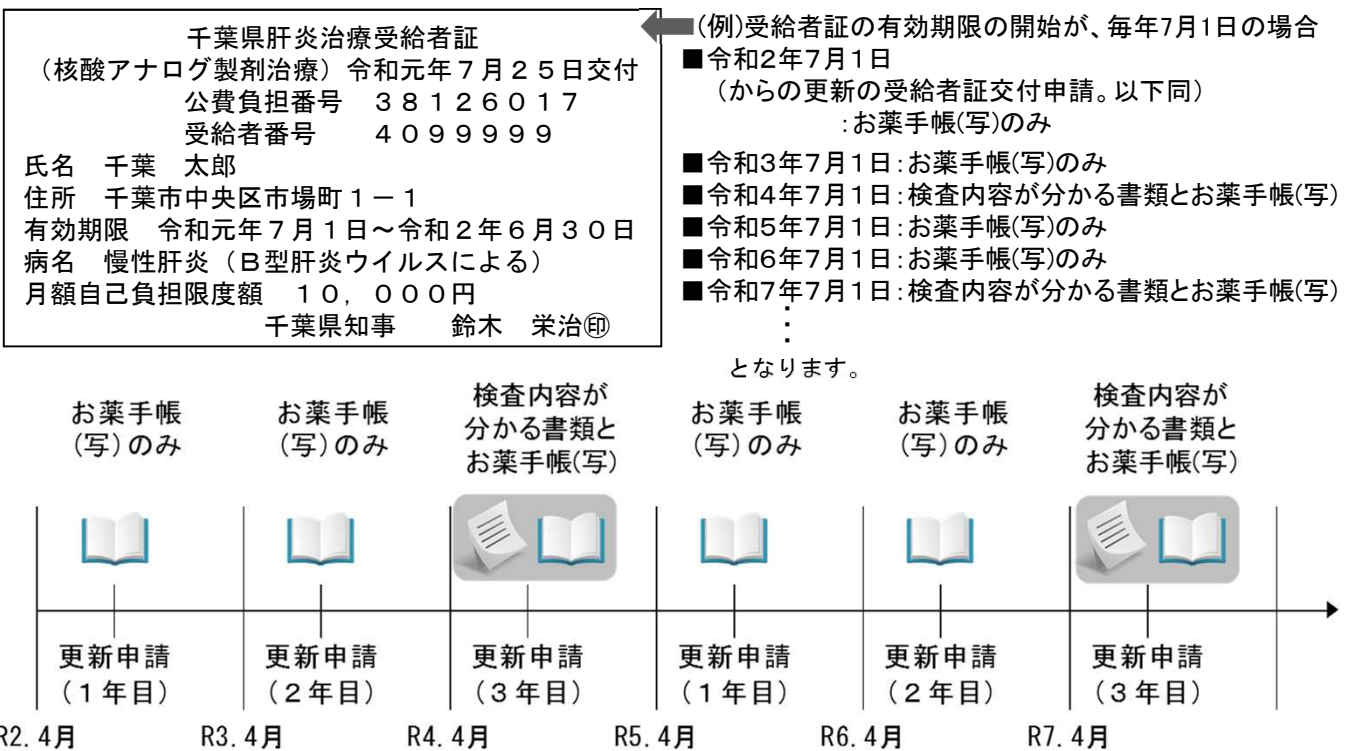
「検査内容が分かる書類」と

「治療内容が分かる書類（お薬手帳(写)）」の提出が必要になります。

それ以外の年の更新申請は、医師の記載する診断書の代わりとして

「治療内容が分かる書類（お薬手帳(写)）」のみ提出が必要となります。

【更新申請のイメージ】



1年目[お薬手帳(写)のみ] → 2年目[お薬手帳(写)のみ] → 3年目[検査内容が分かる書類とお薬手帳(写)]
という手続きが繰り返されます。

千葉県では、「検査内容が分かる書類とお薬手帳(写)」を提出する年度は全受給者で同じです。

【その他更新申請に必要な書類】

千葉県肝炎治療 受給者証 交付申請書	世帯全員の 住民票(謄本)	課税証明書又は 市町村民税 決定通知書等	申請者の名前が 記載された 被保険者証(写)	千葉県肝炎治療 受給者証(写)
--------------------------	------------------	----------------------------	------------------------------	--------------------

問合せ:千葉県疾病対策課難病審査班 043-223-2575